

調査部報告書情報シート

記入年月日: 2009年6月24日

情報No.	S-09-1	情報区分	プラ処理協研究報告		
題名 報告書名	平成20年度 廃プラスチック処理に関する自治体調査報告 (廃プラスチックの処理方法を変更した市町村)				
報告年月	2009年3月	ページ数	67	著者・出版元	プラ処理協

【キーワード】

処理方式		要素技術	
樹脂類別		化学物質名	
形状別		用途別	
法規制	容り法ほか	国別	日本

調査 研究 内容	<p>1. 平成19年度に容器包装プラとして分別収集された量64万トンに対して容り協への引き渡し量は58万トンで、10%は独自処理されている。環境省HPより平成17年度に「プラを不燃ごみとして収集していた250の自治体」を選定し、その自治体のHPなどから平成20年には「プラを不燃ごみとして収集していない自治体」=36自治体を選定。その中から以下の5自治体およびその処理施設を訪問し、収集区分・処理方法を変更した背景について調査。</p> <p>○訪問自治体：弘前市、北秋田市、富山市、鹿児島市、鹿屋市の5市町村</p> <p>2. 合わせて以下の特徴ある自治体・施設を訪問調査した。</p> <p>○平成20年度より全国で初めて県単位のレジ袋有料化に取り組んだ富山県</p> <p>○異なった7つのリサイクル業を集積した富山市エコタウン産業団地</p> <p>○鉱山跡地、鉱山技術を駆使して種々の廃棄物処理事業を展開している秋田のDOWAグループ</p>
調査 研究 結果	<p>1. 処理方法の変更状況</p> <p>(1) 弘前市、鹿屋市は平成20年4月より容りプラの処理方法を容りルートから焼却発電へ、また、容りプラ以外のプラも埋立から焼却発電に変更。全面的に容り法から離脱。</p> <p>(2) 富山市、鹿児島市は平成19年から容りプラ以外のプラの処理方法を埋立から焼却発電に変更。</p> <p>(3) 北秋田市は廃プラを不燃ごみとして収集、分別後焼却していたが、平成18年から容りプラは容りルートへ、容りプラ以外のプラは焼却へ変更。</p> <p>2. 処理方法変更の背景</p> <p>(1) 環境対策・設備対応能力が整った新鋭の焼却施設の完成を待って変更。</p> <p>(2) 埋立処分場の逼迫</p> <p>(3) 財政面での負担回避</p>
備考	平成21年5月13日、記者発表